

ふくしまの住宅の復興をめざして

住宅再建等への 公的支援制度のご案内

ご注意願います。

ここに記載されている支援事業等の内容は、あくまでも概要です。
詳細な支援・補助の条件や手続き等については、県、市町村等の担当
窓口（担当課）に、ご確認願います。

福 島 県

(平成26年4月9日現在)

資料作成：福島県土木部建築指導課 電話 024-521-7528

住宅を新築する場合の支援制度

1 被災者生活再建支援金（加算支援金）

自然災害（津波・地震）により、住宅が全壊、半壊解体した世帯、又は長期避難世帯が、新しい住宅を建設・購入する場合に支給されます。

○支給額：最大200万円

複数世帯：200万円、単身世帯150万円

○申請期限：平成30年4月10日まで

○申請窓口：市町村の被災者生活再建支援制度の窓口

※加算支援金のほかに、住宅の被災程度に応じて支給する基礎支援金があります。基礎支援金は、全壊100万円～大規模半壊50万円。申請期限は27年4月10日までとなっています。

2 住宅ローンの支援（災害復興住宅融資）

住宅が全壊又は半壊し、新たに住宅を建設・購入する場合に、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資の金利は0%）を受けることができます。

平成23年3月11日時点で避難指示区域内に居住していた方、又は居住していた親等が利用（親孝行ローンのみ）できます。

（避難指示が解除される日まで）

○利子負担軽減額：融資額や返済期間、その時点での融資金利によって異なります。（事例）約200～600万円程度

○受付期限：平成28年3月31日まで。

避難指示区域内の居住者の場合は、避難指示が解除される日まで

（平成28年4月1日以降でも解除後6ヶ月以内は申込み可）

○申請窓口：各金融機関

住宅金融支援機構のお客様コールセンター専用ダイヤル

0120-086-353

※注意：記載の金額は、モデル試算による参考額です。個別の融資や返済等の諸条件により異なりますのでご注意ください。

3 地域型住宅ブランド化事業 (国事業)

国土交通省に採択された工務店グループ等が、グループ毎の共通ルールに基づき、木造の長期優良住宅を建設する場合に補助されます。

※補助金は建築主ではなく事業者に交付されます。

○補助額：工事費の10%を補助。最大100万円。

○申請窓口：工務店等に問い合わせ、又は建築依頼業者に問い合わせ。
平成25年度に採択された県内グループは28社です。グループ名は地域型住宅ブランド化事業評価事務局のホームページで公表しています。<http://www.chiiki-brd.jp/>
(平成26年度の募集時期は未定)

4 木材利用ポイント事業 (国事業)

国(林野庁)に登録した地域木材を用いて、同様に登録した建築会社・工務店等が住宅を建設・購入する場合、国への申請により1ポイント=1円相当の農林水産品等と交換できるポイントが発行されます。

○交換商品：農林水産品等はカタログで選択します。

木材利用ポイント事務局のホームページで公表しています。

○発行ポイント数：30万ポイント。被災者は50万ポイント。

また、内外装材に地域木材を使うときは、さらにポイントが追加されます(最大30万ポイント)。

○対象住宅：平成25年4月1日～26年9月30日までに工事着手した木造住宅の新築・増築・購入、内装の木質化工事
(杉、ヒノキ、カラ松等の対象木材を過半使用するもの等)

○申請期限：平成25年7月1日～平成27年1月31日

ポイント発行総数が予算枠に到達次第期限前でも終了

○申請窓口：郵送の場合 木材利用ポイント事務局
持参の場合 県内15カ所の窓口

5 森と住まいのエコポイント事業 (県事業)

県内の工務店等が県産木材を用いて住宅を新築・購入する場合、県（窓口：福島県木材協同組合連合会）への申請により、1ポイント＝1円相当の農林水産品等と交換できるポイントが発行されます。

○交換商品：ホームページで公表する予定です。

○発行ポイント数：20万ポイント。被災者は30万ポイント

○受付期限：平成26年7月1日～平成27年2月28日（予定）
ポイント発行総数が予算枠に到達次第、期限前でも終了

○窓口：福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5-18 電話024-523-3307

6 津波被災住宅再建事業

津波により被災した住宅の再建等について支援が受けられます。

○支援対象：津波により被災した持ち家住宅のうち、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない住宅

○支援の内容・相談窓口：事業実施市町

この事業の実施の有無、また、事業内容については、津波被災地（各市町）の建築住宅担当窓口にご確認願います。

7 すまい給付金 (国事業)

住宅ローン減税の拡充と併せて、住宅取得者の消費税率引上げによる負担緩和を目的とした制度で、引上げ後の消費税率が適用される住宅を取得する場合の負担を軽減するため、給付を受けることができます。

○給付額：給付基礎額×持分割合

給付基礎額＝住宅取得者ごとの都道府県民税の所得割額
で決まり、消費税率8%の場合は0～30万円、消費税率
10%の場合は、0～50万円。

持分割合＝住宅取得者ごとの住宅の持ち分の割合。

○対象住宅：自らが居住する床面積が50㎡以上の新築住宅又は中古住宅で、新築は工事中、中古は売買時等における検査により所定の品質が確認されたもの

○現金取得者の場合には一定の追加要件があります。

○問い合わせ先：すまい給付金事務局 0570-064-186

8 住まいの復興給付金 (国事業)

被災者等が、引上げ後の消費税率（8%、10%）の適用を受け住宅を建築・購入し、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住する場合に給付を受けることができます。

○新築住宅の建築・購入、中古住宅の購入の場合の給付額

給付額＝再取得住宅の床面積×給付単価×持分割合

給付単価＝8%の場合5,130円、10%の場合8,550円

持分割合＝住宅取得者ごとの住宅の持ち分の割合。

○被災住宅を補修した場合の給付額

給付額＝被災住宅の床面積×給付単価×持分割合

給付単価＝8%の場合、り災状況に応じ840～1,680円、
10%の場合、り災状況に応じ1,400～2,800円

持分割合＝住宅取得者ごとの住宅の持ち分の割合。

○問い合わせ先：住まいの復興給付金事務局 0570-200-246

9 長期優良住宅の税制優遇

耐震性や省エネルギー性に優れ、耐久性能が高く、将来の維持管理・更新が容易な住宅として認定を受けた「長期優良住宅」は、税制上の優遇措置を受けることができます。

○特例措置：所得税（ローン減税、投資型減税）、登録免許税等の減額

○認定窓口・相談窓口

福島県建設事務所（いわきを除く）又は福島市・郡山市・いわき市・須賀川市・会津若松市の建築確認窓口

住宅を補修・改修する場合の支援制度

1 被災者生活再建支援金（加算支援金）

自然災害（津波・地震）により、住宅が大規模半壊した世帯が、その住宅を補修する場合に支給されます。

○支給額：最大100万円

複数世帯：100万円、単身世帯75万円

○申請期限：平成30年4月10日まで

○申請窓口：市町村の被災者生活再建支援制度の窓口

2 住宅ローンの支援（災害復興住宅融資）

住宅が10万円以上の被害を受け、災害証明書の交付を受けた方が、その住宅を補修する場合に、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資の金利は1%）を受けることができます。

○利子負担軽減額：融資額や返済期間によって異なります。

○受付期限：平成28年3月31日まで

○申請窓口：各金融機関

3 耐震診断への支援（耐震診断技術者の派遣）

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象として、市町村が診断技術者を派遣し、耐震診断を実施します。

○補助額：最大15万円。住宅所有者負担は数千円程度。

○窓 □：事業実施市町村

この事業を行っていない市町村がありますので、各市町村の建築住宅関係の窓口にご確認願います。

4 耐震改修への支援（福島県安心耐震サポート事業）

市町村の耐震診断技術者派遣事業により実施した耐震診断の結果、耐震基準を満足しなかった木造住宅を耐震改修する場合に補助します。

○対象：昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅

○補助額：補強工事費の50%を補助。最大100万円。

○窓 □：事業実施市町村

この事業を行っていない市町村がありますので、各市町村の建築住宅関係の窓口にご確認願います。

5 空き家活用の支援（空き家・ふるさと復興支援事業）

被災者や県外からの移住者が自ら居住するため、県内の空き家を改修する場合に補助金が交付されます。

○補助額：最大190万円

①ハウスクリーニング等：40万円

②改修費：工事費の1/2（最大150万円）

※耐震改修補助等と併用可

○申請期限：平成26年5月～平成27年2月（予定）

○窓口：福島県各建設事務所（建築住宅課）

住宅二重ローンへの支援制度

1 福島県復興住宅資金（二重ローン）利子補給事業

東日本大震災で被災した住宅にローンが残っている方が、新たな資金を借り入れて福島県内に住宅を再建等される場合、既存の住宅ローンの5年間分の利子相当額を補助します。

○利用できる方

- ①自らが居住していた住宅が全壊、大規模半壊、半壊した方
- ②平成23年3月11日時点で被災住宅の融資残高が500万円以上の既存住宅ローンがある方
- ③県内に自ら居住するための住宅に係る500万円以上の新規住宅ローンがある方

○支給額：最大140万円（一括交付）

○申請窓口：各金融機関

住宅に関する支援制度

1 福島県住宅用太陽光発電補助制度

J-PECの平成24年度又は平成25年度住宅用太陽光発電導入支援事業補助金を受け、県内の住宅に太陽光発電設備を設置しようとする方に、補助金を交付します。

○支給額：最大14万円（4.00kW）

太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり35千円

○申請期間：平成26年4月7日～平成27年3月31日

※申込総額が予算額に達した場合は期間内でも募集を締め切ります。

○申請窓口：福島県再生可能エネルギー推進センター

○市町村の補助制度：

県事業のほかに、市町村でも太陽光発電補助を行っているところがありますので、各市町村の窓口でご確認願います。

2 建築確認申請手数料減免制度

東日本大震災で住宅・建築物が滅失又は半壊以上となった方や原子力発電所事故により避難を余儀なくされた方が、住宅・建築物を建築する場合に、確認申請手数料等を減免します。

○減免額：建築する用途や規模により、免除又は減免となる金額が変わります。また、建築確認等を行う県や市、民間建築確認機関によっても、減免の内容が異なりますので、申請先にご確認願います。

○申請期間：平成27年3月31日まで

○申請窓口：福島県建設事務所（いわき建設事務所を除く）

福島市・郡山市・いわき市・須賀川市・会津若松市

民間窓口：ふくしま建築住宅センター、（株）建築検査機構